

愛の園児童発達支援センター  
こども発達支援センターエール緑が丘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛の園福祉会（以下「事業者」という。）が設置する、愛の園児童発達支援センターこども発達支援センターエール緑が丘（以下「センター」という。）において実施する障害児通所支援の児童発達支援センター（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。）を行うものとする。
- 2 事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
  - 3 事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うものとする。
  - 4 事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めるものとする。
  - 5 指定児童発達支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援の提供ができるよう努めるものとする。
  - 6 指定児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
  - 7 前六項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第86号）に定める内容のほか厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定児童発達支援に関する指針（以下「児童発達支援ガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(センターの名称等)

第3条 センター名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 愛の園児童発達支援センター こども発達支援センターエール緑が丘
- (2) 所在地 千葉県八千代市緑が丘西一丁目10-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

尚、(3)～(6)の職員については、サービス提供時間内に8人以上(機能訓練担当職員等を含む)配置し、半数以上は保育士または児童指導員とする。

- (1) 管理者 1人(常勤)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1人(常勤)

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成し、通所給付決定保護者(法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。また、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

- (3) 児童指導員 1人以上

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条に定める員数を配置する。

児童指導員は、児童発達支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

- (4) 保育士 3人以上

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条に定める員数を配置する。

保育士は、児童発達支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

- (5) 機能訓練担当職員 3人

機能訓練担当職員は、障害児及び障害児の保護者に対し、専門性を活かした指導等を適切に行う。

- (6) 看護師 2人

看護師は、医療処置等を必要とする障害児への支援等を適切に行う。

- (7) 栄養士 1人

栄養士は、障害児の給食提供に際し、発達段階に応じた献立作成、栄養管理および調理業務等を行い、子供たちの健康的な成長を支える。

(8) 調理員 1人

調理員は、栄養士と連携しながら栄養士が作成した献立に基づき給食および間食の調理を行う。

(9) 嘱託医 1人

嘱託医は、在籍する児童の内科検診、内科検診未受診児童および再受診児童のクリニックにおける検診、児童の病気 健康等に関する相談を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 センターの利用定員は次のとおりとする。

(1) 30人

(児童発達支援の内容)

第7条 センターで行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 発達支援

①本人支援

(ア) 健康・生活

- ・健康状態の維持・改善
- ・生活のリズムや基本的生活習慣の形成
- ・基本的生活スキルの獲得

(イ) 運動・感覚

- ・姿勢と運動・動作の向上
- ・姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- ・保有する感覚（五感）の総合的な活用

(ウ) 認知・行動

- ・認知の発達と行動の習得
- ・空間・時間、数等の概念形成の習得
- ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

(エ) 言語・コミュニケーション

- ・言語の形成と活用
- ・言語の受容及び表出
- ・コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ・コミュニケーション手段の選択と活用

(オ) 人間関係・社会性

- ・他者との関わり（人間関係）の形成
- ・自己の理解と行動の調整
- ・仲間づくりと集団への参加
- ・仲間と充実感や達成感を味わう
- ・自己肯定感の向上

②移行支援

- ・併用して通うこども園、保育園、幼稚園等との連携
- ・併用して通うこども園等への支援と支援体制の構築
- ・同年代の子どもとの仲間作り

(2) 家庭支援

- ・家庭からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成等の支援
- ・家庭の子育て環境の整備
- ・関係者・関係機関との連携による支援

(3) 地域支援

- ・近隣地域の子育て支援機関等の関連機関との連携

(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)

第8条 指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

(1) 給食費 350円/日(おやつ代80円を含む)

(2) 指定児童発達支援で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、八千代市の全域および近隣市町村の一部とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 通所給付決定保護者及び障害児は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用当日に、利用児童の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、保護者の同意を得て、サービスの変更を行う。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求することとする。
- (2) 利用児童の住所及び利用者上限月額、支給量など受給者証の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従業者に知らせるものとする。また、事業所従業者より受給者証の確認を依頼する場合には速やかに提示するものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月にセンターが提供する指定児童発達支援及び他の指定児童発達支援を受けたときは、当該指定児童発達支援及び他の指定児童発達支援等に係る費用基準額から法第21条5の3の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定児童発達支援等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それ

らを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(主たる対象とする障害の種類)

第14条 事業所において児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 小学校入学前の乳幼児で心身の発達に気になることがある児童
- (2) 小学校入学前の乳幼児で身体障害により医療的ケアを必要とする児童
- (3) 小学校入学前の乳幼児で重傷心身障害により療育支援を必要とする児童
- (4) 医師より知的障害、発達障害の診断を受ける予定のある児童

(苦情解決)

第15条 提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者並びにその他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他当該障害児の家族からの苦情に関して千葉県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(身体拘束の適正化)

第17条 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症や災害への対応力の強化)

第18条 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一、 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二、 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三、 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
  - 3 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
  - 4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第19条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第20条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、センターごとに、当該センターの設備の安全点検、従業者、障害児等に対するセンター外での活動、取組等を含めたセンターでの生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他センターにおける安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
  - 3 事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
  - 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第21条 事業者は、障害児のセンター外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児

の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

#### （その他運営に関する重要事項）

第22条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後3カ月以内

（2）継続研修 年1回

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児又は通所給付決定保護者その他当該障害児の家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児又は通所給付決定保護者その他当該障害児の家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、他の指定児童発達支援等に対して、障害児又は通所給付決定保護者その他当該障害児の家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又は通所給付決定保護者その他当該障害児の家族の同意を得ておかななければならない。
- 5 事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、センターが実施する事業の内容に関する情報の提供を行うものとする。
- 6 事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、児童発達支援ガイドラインを踏まえて、従事者によるセンターの支援の評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
- 7 事業者は、概ね1年に1回以上、前項の自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 8 事業者は、指定児童発達支援プログラム（第2条第2項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 9 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 10 事業者は、障害児又は通所給付決定保護者その他当該障害児の家族に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

- 1 1 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の園福祉会と愛の園児童発達支援センター こども発達支援センターエール緑が丘管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、2025年5月1日から施行する。

愛の園児童発達支援センター  
放課後等デイサービス オリーブ緑が丘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛の園福祉会（以下「事業者」という。）が設置する愛の園児童発達支援センター 放課後等デイサービスオリーブ緑が丘（以下「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定放課後等デイサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うものとする。

4 事業者は、障害児が指定放課後等デイサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めるものとする。

5 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。

6 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害児の保護者の所在する市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

7 前六項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

（平成24年12月21日条例第86号）に定める内容のほかこども家庭庁支援局長が定める放課後等デイサービスガイドライン（以下「放課後等デイサービスガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 センター名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 愛の園児童発達支援センター 放課後等デイサービスオリーブ緑が丘
- (2) 所在地 千葉県八千代市緑が丘西一丁目10-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

尚、(3)～(6)の職員については、サービス提供時間内に4人以上(機能訓練担当職員等を含む)配置し、半数以上は児童指導員または保育士とする。

- (1) 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1人(常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成し、通所給付決定保護者(法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。また、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

- (3) 児童指導員 2人以上

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条に定める員数を配置する。

児童指導員は、児童発達支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

- (4) 保育士 1人以上

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条に定める員数を配置する。

保育士は、児童発達支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

- (5) 機能訓練担当職員 1人

機能訓練担当職員は、障害児及び障害児の保護者に対し、専門性を活かした指導等を適切に行う。

- (6) 看護師 1人以上

看護師は、医療処置等を必要とする障害児への支援等を適切に行う。

(7) 嘱託医 1人

嘱託医は、在籍する児童の内科検診、内科検診未受診児童および再受診児童のクリニックにおける検診、児童の病気 健康等に関する相談を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 平日 午前10時から午後7時まで、

土曜日・学校休業日 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

平日 午後1時から午後5時30分までとする。

土曜日・学校休業日 午前10時から午後4時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

20人とする。

(放課後等デイサービスの内容)

第7条 放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 発達支援

①本人支援

(ア) 健康・生活

- ・健康状態の維持・改善
- ・生活のリズムや基本的生活習慣の形成
- ・基本的生活スキルの獲得

(イ) 運動・感覚

- ・姿勢と運動・動作の向上
- ・姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- ・保有する感覚（五感）の総合的な活用

(ウ) 認知・行動

- ・認知の発達と行動の習得
- ・空間・時間、数等の概念形成の習得
- ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

(エ) 言語・コミュニケーション

- ・言語の形成と活用
- ・言語の受容及び表出
- ・コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ・コミュニケーション手段の選択と活用

(オ) 人間関係・社会性

- ・他者との関わり（人間関係）の形成
- ・自己の理解と行動の調整
- ・仲間づくりと集団への参加
- ・仲間と充実感や達成感を味わう
- ・自己肯定感の向上

②移行支援

- ・併用して通うこども園、保育園、幼稚園等との連携
- ・併用して通うこども園等への支援と支援体制の構築
- ・同年代の子どもとの仲間作り

(2) 家庭支援

- ・家庭からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成等の支援
- ・家庭の子育て環境の整備
- ・関係者・関係機関との連携による支援

(3) 地域支援

- ・近隣地域の子育て支援機関等の関連機関との連携

(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)

第8条 指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

(1) おやつ代 100円

(2) 指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

(3) 社会科見学等実施時の交通費等に係る実費。

- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、八千代市全域および近隣市町村の一部とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 通所給付決定保護者及び障害児は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用当日に、利用児童の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、保護者の同意を得て、サービスの変更を行う。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求することとする。
- (2) 利用児童の住所及び利用者上限月額、支給量など受給者証の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従業者に知らせるものとする。また、事業所従業者より受給者証の確認を依頼する場合には速やかに提示するものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援を受けたときは、当該指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から法第21条5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを

定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。  
また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### (苦情解決)

第14条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して千葉県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

#### (身体拘束の適正化)

第16条 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (感染症や災害への対応力の強化)

第17条 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

- 2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。
- 4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (ハラスメント対策)

第18条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

#### (安全計画の策定等)

- 第19条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。
  - 3 事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
  - 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

#### (自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第20条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。
- 2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の同意を得ておかななければならない。
- 5 事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うものとする。
- 6 事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを踏まえて、従事者による事業所の支援の評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
- 7 事業者は、概ね1年に1回以上、前項の自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 8 事業者は、支援プログラム（第2条第3項に規定する領域との関連性を明確にした指定放課後等デイサービスの実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 9 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 10 事業者は、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 11 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の園福祉会と愛の園児童発達支援センター 放課後等デイサービスオリーブ緑が丘管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年5月1日から施行する。

愛の園児童発達支援センター  
保育所等訪問支援事業所りんごの木 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛の園福祉会（以下「事業者」という。）が設置する保育所等訪問支援事業所りんごの木（以下「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の保育所等訪問支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めるものとする。

4 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定保育所等訪問支援の提供ができるよう努めるものとする。

5 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

6 前五項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第86号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、こども家庭庁支援局長が定める「保育所等訪問支援ガイドライン」等を参考にして、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 保育所等訪問支援事業所りんごの木

(2) 所在地 千葉県八千代市緑が丘西一丁目10-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定保育所等訪問支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人(常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成し、通所給付決定保護者(法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)及び障害児に説明の上、同意を求め、当該計画作成後、6月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。また、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(3) 訪問支援員 1人(常勤職員 1人以上)

保育所等訪問支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に支援等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(保育所等訪問支援の内容)

第6条 保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童本人への直接支援(個別支援)

(2) 児童と関わる保育士等の職員や環境への支援(間接支援)

(3) 各種機関との連携

(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)

第7条 指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

指定保育所等訪問支援で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八千代市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 通所給付決定保護者及び障害児は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用当日に、利用児童の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、保護者の同意を得て、サービスの変更を行う。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求することとする。
- (2) 利用児童の住所及び利用者上限月額、支給量など受給者証の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従業者に知らせるものとする。また、事業所従業者より受給者証の確認を依頼する場合には速やかに提示するものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援を受けたときは、当該指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から法第21条5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者、その他の障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の5の22の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問、若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者、その他の当該障害児の家族からの苦情に関して千葉県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(身体拘束の適正化)

第14条 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症や災害への対応力の強化)

第15条 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第16条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(安全計画の策定等)

第17条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第18条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は、その業務上知り得た障害児及び支給決定保護者並びにその他の当該児の家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に

- 関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の同意を得ておかなければならない。
- 5 事業者は、指定保育所等訪問支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うものとする。
  - 6 事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、自ら評価を行うとともに、保護者及び訪問する施設による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
  - 7 事業者は、概ね1年に1回以上、前項の自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
  - 8 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
  - 9 事業者は、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存するものとする。
  - 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の園福祉会と愛の園児童発達支援センター保育所等訪問支援事業所りんごの木管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。